上記以外の床仕上げ構造	4辺	150㎜以上	16㎡以下
	3辺以上	180㎜以上	21㎡以下
		160㎜以上	13㎡以下
	2辺以上	180㎜以上	17㎡以下
		150㎜以上	11㎡以下
	1辺以上	180㎜以上	13㎡以下
		150㎜以上	10㎡以下

表2

(い)	(ろ)	(は)	(に)
床仕上げ構造	端部拘束条件	等価厚さ	受音室の面積
ロ②ｅの(i)から(viii)までのいずれかに適合する床仕上げ構造	3辺以上	200㎜以上	26㎡以下
	2辺以上	270㎜以上	25㎡以下
		200㎜以上	19㎡以下
	1辺以上	200㎜以上	18㎡以下
上記以外の床仕上げ構造	3辺以上	220㎜以上	26㎡以下
	2辺以上	220㎜以上	21㎡以下
	1辺以上	220㎜以上	13㎡以下

表3

(い)	(ろ)		
等級	等級換算スラブ厚		
	ΔL＝＋5 dB	ΔL＝0 dB	ΔL＝－5 dB
5	180㎜	220㎜	(260㎜)
4	140㎜	180㎜	220㎜
3	100㎜	140㎜	180㎜
2	―	100㎜	140㎜
1	―	―	―
注　（　）内の数値は、ボイドスラブの場合に限り適用することができる。			

b　aの等級換算スラブ厚は次の式によって算出した値とすること。

$h_r = (h_1 \times 10^{((-\Delta L_A)/40)})$

この式において、h_r、h_1及びΔL_Aは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h_r　等級換算スラブ厚（単位　㎜）

h_1　床構造の等価厚さ（単位　㎜）

ΔL_A　受音室面積及び端部拘束条件の変化による効果（単位　dB））

c　bのΔL_Aは次の式によって算出した値とすること。

$\Delta L_A = a \cdot \log_{10}(S) + b$

この式において、a、b及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a　受音室面積による補正係数

b　床構造の種類及び端部拘束条件による補正係数

S　受音室面積（単位　㎡）

なお、a及びbは床構造の種類及び端部拘束条件に応じ、次の表に掲げる数値とする。

端部拘束条件	均質単板スラブ厚		ボイドスラブ	
	a	b	a	b
4辺	5.4	－3.26	5.4	－2.96
3辺		－4.56		
2辺		－3.66		－2.26
1辺		－2.36		－1.36

第5の8の8―1(3)ロ②h(i)(d)中「枠組壁工法構造用製材の日本農林規格」を「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から施行する。

一　第5の3の3―1(3)イ①a(i)の改正規定

二　第5の5の5―1(3)ハ①の改正規定

三　第5の8の8―1(3)ロの改正規定

2　第5の5―1及び5―2（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）において引用する場合を含む。）に係るこの告示の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例によることができる。

3　この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。

4　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。